

長崎市公告第29号

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を決定することとしたので、長崎市プロポーザル方式実施要綱（平成21年長崎市告示第156号）第11条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成29年3月6日

長崎市長 田上 富久

1 業務の概要

- (1) 業務名
長崎市新庁舎建設基本設計業務委託
- (2) 業務内容
長崎市新庁舎建設基本設計業務特記仕様書による。
- (3) 履行期間
契約締結日から平成30年3月15日（木）まで
- (4) 予算限度額
124,000,000円（消費税相当額を含む。）

2 参加資格

参加表明書を提出できる者は、次に掲げるすべての要件に該当する特定設計業務共同企業体（以下「設計JV」という。）とする。

- (1) 設計JVに関する要件
 - ア 自主的に結成された共同企業体であること。
 - イ 構成員数は、2者以上であること。
 - ウ 構成員のうち1者以上は、長崎市内に本店を有する者であること。
 - エ 各構成員は、本プロポーザルに参加する他の設計JVの構成員及び協力事務所を兼ねていないこと。
 - オ 各構成員の出資比率は、10%以上であること。また、代表構成員の出資比率は最大であること。
- (2) 代表構成員に関する要件
平成19年1月1日から公告の日までに、国又は地方公共団体が発注した庁舎の建設に関する基本・実施設計業務のうち、延べ面積（増築の場合は、増築部分の延べ面積）が10,000㎡以上のものを元請で受託し、完了した実績（設計JVの場合は、代表構成員として参画した業務の実績であることを要する。）を有すること。
- (3) すべての構成員に関する要件
 - ア 単体企業であること。
 - イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

- ウ 長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。
- エ 平成29年3月27日（月）時点において、長崎市建設工事等入札参加資格者名簿に「建築関係建設コンサルタント」の業種で登録がある者であること。（登録手続きに関しては、長崎市理財部契約検査課総務係（電話番号 095-829-1160）に連絡して下さい。）
- オ 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定による指名停止措置の期間中でない者であること。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更正手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、本市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、その審査を経て有資格業者として認定された者で、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- キ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- ク 本業務に参加しようとする者の代表者が、本業務に参加しようとする他の者の代表者を兼ねていないこと。

3 長崎市新庁舎建設基本設計業務に係る説明書の交付

長崎市新庁舎建設基本設計業務に係る説明書（以下「説明書」という。）は、長崎市のホームページからダウンロードして取得すること。

ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、書面により交付するものとし、書面による交付を希望する場合は、事前に次の交付期間内に末尾記載の担当課まで連絡するものとする。

<交付期間>

公告日から平成29年3月27日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

4 説明書等に対する質問に関する事項

(1) 説明書等に対する質問

説明書等に対する質問は、質問書（様式キ）に記入の上、電子メール又はファクシミリにより末尾記載の担当課まで送信すること。併せて、その旨を電話により連絡すること。

なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 参加表明時における質問の受付期間

公告日から平成29年3月13日（月）午後5時まで

なお、技術提案書等の内容についての質問は、この期間での受付は行わない。

(3) 技術提案時における質問の受付期間

公募型プロポーザル参加資格確認通知書の通知日から平成29年4月6日（木）午後5時まで

(4) 質問に対する回答

参加表明時における質問については、平成29年3月16日（木）までに、また、技術提案時における質問については、平成29年4月11日（火）までに、それぞれ長崎市のホームページにおいて公開することにより回答する。

ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には回答しないことがある。また、質問回答書は、説明書の追加又は修正として、説明書と同様に扱うこととする。

5 参加表明書等の提出場所、方法及び期限等

(1) 参加表明書等の提出場所及び方法

本手続に参加しようとする者は、説明書に記載している要領に従って参加表明書及びその他必要となる書類を作成し、末尾記載の担当課に持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。また、封筒の表面に「新庁舎基本設計プロポーザル参加表明書在中」と朱書きすること。）の方法により提出すること。

なお、電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。

(2) 参加表明書等の提出期限

ア 持参の場合

平成29年3月27日（月）午後5時必着

イ 郵送の場合

平成29年3月25日（土）までの消印有効

(3) 参加資格の確認

参加資格の確認は担当課において行い、「長崎市プロポーザル方式による長崎市新庁舎建設基本設計委託業務受注者選定審査会」（以下「審査会」という。）の承認を経て、その結果について通知する。

通知予定日 平成29年3月30日（木）

(4) 技術提案書等の提出場所及び方法

参加資格を有することの通知を受けた者は、説明書に記載している要領に従って技術提案書及びその他必要となる書類を作成し、末尾記載の担当課に持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。また、封筒の表面に「新庁舎基本設計技術提案書在中」と朱書きすること。）の方法により提出すること。

なお、電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。

(5) 技術提案書等の提出期限

ア 持参の場合

平成29年5月1日（月）午後5時必着

イ 郵送の場合

平成29年4月29日（土）までの消印有効

6 ヒアリングへの参加要請等

上記5の(4)に基づき技術提案書等を提出した者には、一次審査を経て、ヒアリングへの参加を要請する又は要請しない旨について通知する。

通知予定日 平成29年5月16日（火）

7 審査

(1) 審査方法

ア 一次審査及び二次審査は、審査会において非公開（下記ウのヒアリングを除く。）で行う。

イ 一次審査

提出された書類について、「(2) 評価基準」のすべての評価項目について審査を行い、ヒアリング参加要請者を選定する。

なお、以下のいずれかの場合に該当するときは失格とし、ヒアリング参加要請の選定対象としないものとする。

(ア) 委員全員の評価点の合計が480点に満たない場合

(イ) 「(2) 評価基準」の評価項目のうちの「③業務実施方針」及び「④特定テーマに対する技術提案」の評価の着目点の各項目のいずれかにおいて、委員全員の評価点の合計が8点の場合

ウ 二次審査

一次審査で選定した者に対し、「(2) 評価基準」の評価項目のうちの「③業務実施方針」及び「④特定テーマに対する技術提案」についてヒアリングを行い、それぞれの評価基準に基づき審査し、最も優れた提案者を受託候補者として特定するとともに、次点についても選出する。

なお、ヒアリングは公開で行う予定であり、詳細については、該当者に後日通知する。

(2) 評価基準

評価項目	評価の着目点		
	項目	判断基準	
① 設計 J V の組織力	技術職員数	技術職員数を評価する。	
	有資格者数	有資格者数を評価する。	
② 配置技術者の技術力	同種又は類似業務の実績(実績の有無、件数及び立場)及び受賞歴	次の順で評価する。	
		ア 同種業務の実績がある。	
		イ 類似業務の実績がある。 (上記ア、イに加え、立場も評価する。)	
		管理技術者及び各主任技術者の過去の受賞歴を評価する。	
		管理技術者	
		主任	建築(総合)
		技術者	建築(構造)
			電気設備
			機械設備
③ 業務実施方針	設計担当チームの組織体制及び工程計画	以下を総合的に評価する。 ● 業務量や業務の難易度が適切に把握され、それに応じた組織体制となっている場合 ● 業務量や業務の難易度が適切に把握され、それに応じた工程計画となっている場合	
	設計過程における市民参加、情報提供及び市民の意見反映	以下を総合的に評価する。 ● 市民参加や情報提供等を行う目的を適切に理解している場合 ● 市民参加や情報提供等を行う手法が適切である場合	
④ 特定テーマに対する技術提案	的確性	以下を総合的に評価する。 ● 敷地条件、地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合 ● 着目点・問題点・解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合 ● 事業の重要度を考慮した提案となっている場合 ● 事業の難易度に相応しい提案となっている場合	
	実現性	以下を総合的に評価する。 ● 提案内容に説得力がある場合 ● 提案内容を裏付ける類似実績が明示されている場合 ● 利用しようとする技術基準、資料が適切な場合 ● 提案内容によって想定される事業費が適切な場合	
	独創性	以下を総合的に評価する。 ● 工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合 ● 周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合	
	取り組み意欲・基本計画の理解度	以下を総合的に評価する。 ● 取り組み意欲があると認める場合 ● 基本計画を理解していると認める場合	

8 決定及び非決定結果の通知並びに公表

市長は、審査会からの報告に基づき受託候補者及び次点を決定した上で、決定及び非決定結果を、ヒアリングに参加したすべての者に対し通知する。

通知予定日 平成29年5月29日（月）

なお、通知後に、受託候補者及び次点に決定された者を長崎市のホームページで公表する。

9 契約の締結

市長は、受託候補者と長崎市契約規則に基づき本業務についての契約締結の交渉を行う。その者との契約が成立しない場合は、次点となった提案者と契約締結の交渉を行う。

10 契約書作成の要否 要

11 本業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を、本業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

有（長崎市新庁舎建設実施設計業務）

ただし、当該業務に係る予算が成立しない場合は、契約の締結を行わない。

また、当該業務に係る契約の締結にあたっては、本業務の受託者となった設計JVと同じ構成であることを要件とする。

12 その他

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び技術提案書等の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。ただし、二次審査において、ヒアリングに参加した者（失格となった者を除く。）のうち、長崎市と契約を締結した以外の者に対し、予算の範囲で報償費を支払う。
- (3) 提出された参加表明書及び技術提案書等は、返却しない。
- (4) 提出された書類の著作権は、提出者に帰属するものとする。
- (5) 提出された参加表明書及び技術提案書等は、参加資格の確認及び受託候補者等の特定に使用する以外に提出者に無断で使用しない。なお、技術提案書等の一部の書類について、長崎市が広報紙及びホームページ等で公表する必要がある場合には、提出者と協議を行うものとする。
- (6) 提出後における参加表明書及び技術提案書等の差替え及び再提出は認めない。また、提出書類に記載した配置予定技術者は特段の事情がない限り変更することができない。
- (7) 参加表明書及び技術提案書等に虚偽の記載をした場合は、これらを無効とするとともに、その者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (8) 受託候補者に決定されたことをもって、提案したすべての内容の契約を保証するものではない。

- (9) 受託候補者の決定後において、長崎市は提案のすべての内容に拘束されるものではない。また、受託候補者は長崎市との協議に応じなければならない。
- (10) 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、すべて長崎市に帰属する。
- (11) 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と密接に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。
- (12) 受託者となった設計 J V の存続期間は、本業務の委託契約の履行後 3 ヶ月以上とする。
- (13) 本業務の受託者は、本施設に係るすべての工事の入札に参加する権利を失うものとする。

担当課

〒850-8685 長崎市桜町2番22号 長崎市役所本館4階

長崎市企画財政部大型事業推進室

電話 095-829-1411

ファクシミリ 095-829-1410

電子メールアドレス oogata@city.nagasaki.lg.jp

長崎市ホームページ

<http://www.city.nagasaki.lg.jp/syokai/792100/792120/p029369.html>